

鹿児島県警察からのお知らせ



令和7年7月1日～

駐車許可等の手続きが変わります。

主な改正内容



○ 申請書の変更（全国統一）

添付書類を含め、2部ずつの提出をお願いします。

○ 再交付申請書・記載事項変更届の新設（全国統一）

記載事項変更届は、審査を必要としない申請者住所の変更等が対象です。日時や場所の追加は新規の申請となります。

○ 添付書類（用務を疎明する書類）の簡略化

例えば訪問介護の申請に関し、これまで、個別の場所に用務があることまで疎明を求めていたところ、介護事業者であることのみの疎明で足りることとしました。

○ 許可要件の緩和

用務先付近に駐車可能な場所が存在しないことが許可の要件であり、これまでは用務先から「300メートル以内」を基準としていたところ、「100メートル以内」に緩和しました。

駐車許可の他、通行除外標章、駐車除外標章及び通行許可についても一部運用が変更となります。詳細は後日、ホームページに掲載予定ですのでご確認ください。